

令和元年白老町議会総務文教常任委員会協議会会議録

令和元年5月29日（水曜日）

開 会 午前 9時30分

閉 会 午前 9時45分

○会議に付した事件

1. 損害賠償請求訴訟について（報告）（総務課）
-

○出席委員（7名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	前田博之君	委員	大淵紀夫君
委員	吉田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	西田祐子君		

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
総務課主査	菊池人氏君
建設課長	下河勇生君
建設課主幹	熊谷智君
建設課統括主任	田淵正一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） 総務文教常任委員会協議会を開会いたします。

（午前9時30分）

○委員長（小西秀延君） それでは、担当課より説明をお願いしたいと思います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは本町が被告となっております、損害賠償事件の訴訟の判決の結果が出ましたので、それについてご報告させていただきたいと思います。

この訴訟の経過につきましては、去る1月29日総務文教委員会協議会において説明した次第でございますけれども、去る3月20日に最終弁論が集結しまして4月25日に札幌地方裁判所室蘭支部において原告の訴えを棄却するという旨の判決が言い渡されました。今回の報告では裁判所から届いた判決内容とこれまでの対応経過を中心にご説明をさせていただきたいと思えます。また本事件の訴訟代理人である佐々木総合法律事務所からの連絡によりますと原告側は、この判決を不服として札幌高等裁判所への控訴をしたとの連絡がございます。正式な訴状は現時点では受け取ってはいませんが、今後の対応につきましては高等裁判所において審議をとおして事件の解決を図っていくということになります。

それでは、お手元の資料に基づきまして担当のほうから内容のほうご説明させていただきます。

○委員長（小西秀延君） 菊池総務課主査。

○総務課主査（菊池人氏君） それでは、私のほうからお配りしました資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず損害賠償請求事件の判決結果等についてでございますが、1、判決の結果としまして先ほど総務課長からも説明させていただきましたが、原告の訴えにつきましていずれも棄却ということになりまして、いわゆる本町の勝訴ということでございます。この判決につきましても4月25日札幌地裁室蘭支部において下され同日、代理人であります佐々木総合法律事務所から電話にて確認をしたところでございます。

2、事件の概要についてでございますが、前回の1月にもご説明申し上げましたので詳細につきましては省略させていただきますが、原告の隣人が建設する車庫におきまして本町の建築主事が行った建築確認処分が建築基準法等に違反するとともに町は行政指導を行わず公務員として不作為があったとして町を相手に損害賠償という訴訟でありました。

2の読み上げは省略しますが裏面の札幌地裁の判断につきまして概要をご説明したいと思います。大きく2点ございました。1点目、①建築確認という部分は建築基準法などの関連規定に適合するかどうかを公権的に判断する。それ以外の法令、原告は民法の部分を主張していたのですが、それ以外の法令との適合性を判断するものではないということを示されまして、民法違反が処分した違法性であるという主張は失当だと裁判所が判断したというのがまず1点目

です。

2点目ですが原告と隣人の車庫建設を巡る論争に起因しているというところであるため、建築主事または町、行政指導するという町が確認処分を留保したり行政指導を施す義務があるというような事情は認められないという判断の中で、以上のことから原告の請求には理由がないということで棄却を裁判所からされたと捉えています。

続きまして、4番、訴訟対応の経過についてでございますが、記載のとおりでございますが答弁書を提出したのが2月6日に、2月13日に第1回の口頭弁論、3月に第2回の口頭弁論ということで計2回、口頭弁論を行いました。1回目は原告に対する論点整理のための質問と2回目も原告が提出した証拠との聴取が主でございますが、最終的には4月25日に判決言い渡しされたものでございます。

5、今回の訴訟に係る費用でございますが、まずは佐々木総合法律事務所と委任契約を締結したことに伴い着手金として10万8,000円を補正をして支出しました。その後、言い渡し後に精算するようなことで報酬金が追加でなかったのが、基本的には着手金が報酬で10万8,000円かかったということ。3行目の出廷旅費、室蘭支部で今回行われたことから、その出廷の出張旅費等であるとは郵送料ということで6万8,250円かかりまして、合計金額17万6,250円がこの訴訟にかかった費用になります。これにつきましては2月の補正のほか30年度予算で支出済みであるということでご報告いたします。

最後になりますが今後についてなのですが、佐々木総合法律事務所から先ほど総務課長から言いましたけれども、5月22日付の文書での連絡がありまして、原告側が判決不服として控訴するという訴状を提出したと。この控訴をする訴状というのは地裁の室蘭のほうに1回提出されて、高等裁判所である札幌のほうに訴訟記録が到着したので審理開始するという意味で連絡が佐々木総合法律事務所からきました。町としましても控訴審がはじまるけれど委任しますかというような状況なのですが、第1審で全面的にこちらが勝訴した結果を踏まえれば控訴審についても応訴すべきだということで訴訟の手続きを進めたいと考えています。先ほど課長が言いましたが訴状が当町に届いておりません。高等裁判所には届いておりませんが弁護士に委任することを決定したのちに、また着手金等必要なものを準備した上で、その後審理に入っていくかと思えます。この訴訟に必要な着手金につきましては既存の予算、31年度の既存の予算の中で対応したいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ただいま担当課の説明が終わりましたが、この件に関しまして質疑をお持ちの方はどうぞ。

吉田委員。

○委員（吉田和子君） 吉田です。今、着手金のお話がありましたけれども、全然わからないのでお伺いしておきたいのですが、この土地の問題についての訴訟ということで弁護士をお願いしてやったと。1回は勝訴したということで、また札幌高等裁判所へもっていったということで、また新たに着手金とかいるのか、それとも裁判が全て終わるまで着手金は1回でいいのか、それともいくごとに1回ずつ着手金を払わなければならないのか、その辺の確認をしたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 菊池総務課主査。

○総務課主査（菊池人氏君） ただいまの着手金についてのご質問にお答えいたします。委任契約ということで1審についての委任契約そして訴訟代理人としての契約をするものですので、裁判が終われば委任契約は一度解かれます。控訴するしないは原告によるものですから一応、連絡はきていますが、それを経て再度同じように委任したいと申し上げましたが別の契約を結び、そしてまたその契約に基づいた着手金を別に支払わなければならないという状況で契約を結ぼうと思っています。

○委員長（小西秀延君） 吉田委員。

○委員（吉田和子君） これは1回目の訴訟ということなのですが今度、札幌高等裁判所ですよ。そのように上がっていくということは着手金とかそういったものの金額には影響があるものなのですか。

○委員長（小西秀延君） 菊池総務課主査。

○総務課主査（菊池人氏君） まず今回、金額なのですが10万8,000円で着手金での契約、そして追加はなく報酬としては10万8,000円ということです。今回は契約の内容としては協議の上なもので通常だと弁護士報酬規定に準じたもので着手金というものは定めるのですが、あくまで契約行為なので協議できるのです。佐々木総合法律事務所からも今回、札幌高等裁判所、札幌市で行うところと長期化もかからないだろうということでは着手金は減額での5万4,000円という提示を受けたところで私どももそれは減額してもらったということでは着手金はその額で支払いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 西田です。だいたい説明はわかったのですが、この方があくまでも控訴するというのは、きちんとここまで札幌地裁の判決が出ているにもかかわらず、それでもなおかつ控訴したいというのは本人は何が不満だということとか事情とか何かおわかりですか。結局は何をしてほしくて、白老町に何を求めたいのかがよくわからないので、1回判決を受けているわけですから同じ理由では受けつけないと思うのですが、どうなのでしょう。その辺がわからないので教えてください。

○委員長（小西秀延君） 菊池総務課主査。

○総務課主査（菊池人氏君） 2点ありましたので私のほうから、原告の事情、この判決は同様に言い渡される場所なのですから、原告の裁判中でも当初民法という話をしていたのですが、少し主張がかわりまして憲法であったり、建築基準法違反ということで違反を主張されて独自の持論をいう展開です。そういった点からすると本人が裁判官の判決に納得するかしないかというのは私たちでもなかなか接触はできないものですから察知できないのですが、本人は和解等でも事前に行っていることから一度このような状況でも納得するかしないかです。そのようなことというのと、その点まではどのようにするかまではおさえていないというのが実情です。

もう一つ、裁判所がどういう判断をして決めていくかというのは基本的には新たな理由や証

抛がなければ基本的には受けつけないというのがありますが、逆に言えば訴訟も三度までできる権利がございますので、要は全く同じ理由だからといって高裁が控訴はできませんよというところまで門前払いするような制度ではないようです。なので高等裁判所はそこは審理としてはするでしょうけれど、次の上告とまでなるとその要件はかなり厳しいようで憲法に違反するとかそういったことまでいかないと聞いております。その点、私たちも断定できない状況だということでこのぐらいの答弁しかないかなと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもって総務文教委員会協議会を閉会いたします。

（午前9時45分）